

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530058

研究課題名（和文） 利息の体系的理論づけに関する研究

研究課題名（英文） Theoretical Study on Systematization of Interest

研究代表者

尾島 茂樹 (OJIMA SHIGEKU)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：5019451

研究成果の概要：

3年間の研究期間において、「利息とは何か」という一般的検討に加え、民事・商事の利率のあり方、法定利息・運用利益の相違、中間利息控除のあり方を個別的に検討し、それぞれの利息、及び「利息的なもの」を特徴づけた。また、利息法制の将来展望を検討し、改正のあり方を示した。そして、それぞれの研究成果を、計6本の論文として発表した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	330,000	2,430,000

研究分野：民法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法学 利息

## 1. 研究開始当初の背景

従来、直接信用、間接信用の両者の視点から、利息に関する研究を進めていた。たとえば、直接信用では、金利の規制のあり方に関し、ドイツを比較法の対象として研究成果を発表しており、間接信用では、クレジットカードに関し、アメリカ、イギリス、ドイツを比較法の対象として研究成果を発表していた。このように、「利息」の検討をするうえ

で、従来問題となってきた個別的な理論的課題論については、比較法研究を中心として研究を進めていた。

また、わが国における実際上の問題点の抽出として、消費者信用に関わる判例研究も精力的に行っていた。判例は、現実に生じた紛争として、現にある法の問題点を考える上でも重要であり、これらの判例研究は、わが国における現実的課題を考える上でも、重要な

視点を提供し、極めて重要な意義を有すると考えた。さらには、最近下された最高裁判決に関連して、不法行為に基づく損害賠償請求における逸失利益を算定する際の中間利息控除の割合について、法定利率により控除を行うとした最高裁判決に批判的な立場から検討した。このように、本研究の基礎となる消費者信用法に関する研究と利息のあり方に関する研究を行っていた。

その際、従来のがわが国における利息の研究は、主に高金利の規制に関する研究に限られており、これに対して、「利息」というものを、それが問題となる事象を全体として統一的にとらえ、その上で、同じ「利息」であっても、性質の異なるものについては、性質ごとに分類して検討するということが行われていなかった。より具体的には、主に利息は、金銭消費貸借契約に付するものを念頭に置くことがほとんどであり、利息が問題となるその他の場合には、これと性質を異にするものがあることが意識されてこなかったのではないかと考えた。

また、とくに、高金利の規制については、「消費者」という視点がどのような意味を持つのか、これに対し、中間利息控除や不当利得返還の際の利率には、どのような視点が必要なのかを検討する必要性を感じていた。

このように、従来、「利息」という用語で単一的にとらえられてきたものを、性質により分類した上で個々の比較検討しようとする点で、本研究には独創性があると考えた。

## 2．研究の目的

本研究は、利息論の再構成を目的とし、最終的には、利息の種類ごとに利息の意味を確定し、その法律的意義に従って、そのあり方

を示すことを目的とした。

利息として、まず、約定利息がある。約定利息には、大きくわけて、元本に対する当初の約定利息と、遅延利息（厳密には、遅延損害金）が関係し、これらでは、主に高金利の規制を課題としている。利息には、まず、このように金銭消費貸借に関するものがある。

次に、将来の利息を差し引く中間利息控除がある。すなわち、不法行為に基づく損害賠償請求において、逸失利益の計算をする際、将来の価値を現在の価値に換算するため、中間利息の控除が行われるが、これは最高裁判決によれば、法定利率で計算されるべきことになる。

また、契約解除や取消に際し、原状回復としての金銭の返還の際に利息を付すことが問題となるが、この際には、現在は法定利息による利息を付けることとなっている。ただ、基となった契約によっては、民事法定利率が適用されるのか、商事法定利率が適用されるのか、問題となり得る。

さらには、法定利率が適用されるとされる場合には、法定利息（民法 404 条、商法 512 条）とは何かが問題となる。

そこで、本研究では、金銭消費貸借における利息とその他の利息を意識的に対比し、性質の違いを明らかにした上で、特に法定利息の持つ意義にも留意しながら、それらの利息のあり方を検討することを目的とした。

そして、最終的には、検討結果を踏まえ、「利息」に関する法の全体像、「利息」の性質による分類、及び各「利息」の法律上のあり方の提示を行うことが、本研究の目的であった。

## 3．研究の方法

当初は、高金利規制の問題の検討が急務で

あり、その検討を開始したが、平成 18 年末に、利息法制の抜本的改正がなされたことにより、この改正法の検討を行った。

その上で、まず、総論として、「利息」とは何かを検討し、次いで、各論として、約定利息、法定利息、運用利益、遅延損害金、重利、民事・商事の法定利率、中間利息控除の問題を検討し、さらに、利息法制の将来展望として、改正のあり方を検討した。

#### 4. 研究成果

まず、総論として、「利息」とは何かという問題については、「利息」という名称で呼ばれているものには、実は、様々なものがあり、それぞれ内容にあわせて個々具体的に検討しなければならないことを示した。

その上で、消費者信用、とくに、平成 18 年末の利息法制の改正については、過度の利率制限は金融を収縮させ、問題があることをあわせて指摘した。

次に、各論として、法定利息と運用利益の区別を明確にすべきこと、これに伴い、運用利益、及び遅延損害金には重利の適用があり得ること、過払金返還請求に付されるべき利息の利率は、商事法定利率であるべきこと、中間利息控除について民事法定利率を適用することは誤りであり、実態経済に即した実質年率に近い利率が用いられるべきこと、を示した。

最後に、直接の研究成果としてではないものの、今後の利息法制の展望として、法定利率（民事・商事）は、変動制を採用すべきこと、実体経済にあわせ重利（複利）を基本とすべきこと、期限前弁済に関し、期限の利益の放棄に関する法制度を整備すべきことを提言した。

最終的な研究成果のまとめとしては、以上

の研究成果に加え、上に述べたような従来の研究成果、及び、直接の研究成果ではないものの、関連する研究成果として研究期間中に発表した論稿をあわせて再構成したものを報告書として印刷した。これにより、研究成果の内容がより鮮明なものとなると考えたからである。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 6 件)

1. 尾島茂樹「期限の利益の放棄についての覚書・補論」金沢法学（査読なし）51 巻 1 号 55-67, 2008
2. 尾島茂樹「過払金返還請求と法定利率 - 従来の下級審裁判例の整理として - 」クレジット研究(査読なし)40 号 282-30, 2008
3. 尾島茂樹「期限の利益の放棄についての覚書」金沢法学（査読なし）50 巻 2 号 71-101, 2008
4. 尾島茂樹「『利息』とは何かに関する序論的研究としての覚書 - 消費者信用における利息の制限との関連で - 」クレジット研究(査読なし)38 号 122-145, 2007
5. 尾島茂樹「制限超過利息（過払金）返還請求権に付される利息の法定利率」金沢法学(査読なし)49 巻 2 号 79-94, 2007
6. 尾島茂樹「将来の逸失利益の算定における中間利息控除の割合 - 固定法定利率を採用するアメリカ・ジョージア州における議論を参考として - 」金沢法学（査読なし）49 巻 2 号 219-244, 2007

〔その他〕

ホームページアドレス

<http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/~ojima/>

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

尾島 茂樹 (OJIMA SHIGEKI)

金沢大学・法学系・教授

研究者番号: 50194551

### (2)研究分担者

なし

### (3)連携研究者

なし